

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年10月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000168号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000051号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年5月31日から平成6年5月6日に訂正し、平成5年5月から平成6年4月までの標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成5年5月31日から平成6年5月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月31日から平成6年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に係る資格喪失年月日が平成5年5月31日となっているが、私は、請求期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、平成6年9月1日をA社の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち、平成5年5月31日から平成6年7月15日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年5月31日(平成22年4月27日付けで取り消され、現在は、平成6年6月26日。)より後の平成6年5月6日付けで、平成5年の定時決定の記録を取り消し、喪失年月日を遡って同年5月31日と記録されていることが確認できる上、請求者と同様に、平成6年5月6日付けで、平成5年の定時決定の記録を取り消し、喪失年月日を遡って同年5月31日と記録されている者が15名確認できる。

また、A社は、上記のとおり、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、同社の解散日である平成14年12月3日までは法人事業

所であることが確認できる上、同社を平成6年6月15日に退職したとする同社の元従業員は、自身の退職時までには同社は業務を続けていた旨回答していることから、同社は、請求期間のうち、平成5年5月31日から平成6年6月頃までの期間においては、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、A社の元取締役は、平成6年当時、同社は経営不振であり、社会保険料を滞納していたと思う旨回答している上、同社の複数の元従業員は、平成5年ないし平成6年当時、同社では給与の遅配があった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成5年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理が行われた平成6年5月6日であると認められる。

また、請求者の平成5年5月から平成6年4月までの標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の記録から、36万円とすることが必要である。

- 2 一方、請求期間のうち、平成6年5月6日から同年9月1日までの期間については、A社における請求者の同年7月16日から同年8月31日までの期間の雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録により、同社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した複数の元従業員に照会したものの、請求者の具体的な在籍期間までは明確にならなかったことから、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、A社の元代表取締役及び複数の元取締役に照会したものの、元代表取締役からは回答が得られなかった上、回答があった複数の元取締役は、請求者の在籍期間及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、資料がないため不明である旨回答していることから、請求者の平成6年5月6日から同年9月1日までの期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができないほか、同社の元従業員及び請求者は、同年7月頃からは給与が支払われなかった旨回答又は陳述している。

このほか、請求者の平成6年5月6日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成6年5月6日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000174号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000050号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年12月15日は30万3,000円、平成18年6月15日は30万1,000円、同年12月15日は32万円、平成25年12月13日は31万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年6月
③ 平成18年12月
④ 平成25年12月

私は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与の支給を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。請求期間に係る賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までの賞与明細書、B信用金庫から提出された請求者の当該期間に係る預金取引履歴明細表及び事業主の回答により、請求者は、当該期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までの賞与支給日については、上記預金取引履歴明細表により確認

できる振込日から、請求期間①は平成 17 年 12 月 15 日、請求期間②は平成 18 年 6 月 15 日、請求期間③は同年 12 月 15 日、請求期間④は平成 25 年 12 月 13 日とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 12 月 15 日は 30 万 3,000 円、平成 18 年 6 月 15 日は 30 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 32 万円、平成 25 年 12 月 13 日は 31 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 15 日、平成 18 年 6 月 15 日、同年 12 月 15 日及び平成 25 年 12 月 13 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000001号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000010号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

20歳になるのを機に平成2年*月頃、母親と一緒にA市役所B支所に行き、母親が国民年金の加入手続を行い、年金手帳を交付された。国民年金保険料については、実家から振り込まれた仕送りから、生活費とともに引き出し、同居していた祖母に現金を渡し、毎月、納付書で納付をお願いしていた。父の確定申告書に記載されている社会保険料には、私の国民年金保険料が含まれていると思うので、請求期間の保険料が未加入による未納となっているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になるのを機に平成2年*月頃、母親と一緒にA市役所B支所に行き、母親が国民年金の加入手続を行い、年金手帳を交付されたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者から提出された請求者の年金手帳に係る国民年金手帳記号番号の資格取得日は、当初、請求者の主張どおり平成2年*月*日として記録されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者の加入手続が行われた時期は、請求者の上記の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等及び請求者の付加保険料の申出日から、平成3年6月ないし同年7月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、実家から振り込まれた仕送りから、生活費とともに引き出し、同居していた祖母に現金を渡し、毎月、納付書で納付をお願いしていたと主張しているが、保険料の納付を行ってくれたとする祖母は既に亡くなっており、証言を得ることができないため、納付状況が不明である。

さらに、上記推認される加入手続時期に請求者の国民年金の加入手続が行われるまでは、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間当時において、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、請求者は、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を確定申告書により申告していたと主張していることから、請求者から提出された請求者の父の請求期間に係る所得税の確定申告書（写）を検証したところ、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、請求者の父の年間の給与に係る社会保険料額を上回っておらず、当該社会保険料控除欄の金額に、請求者の国民年金保険料が含まれていたとは認められない。

なお、オンライン記録において、平成4年1月に、請求者の国民年金の資格取得日が当初記録されていた平成2年*月*日から平成3年4月1日に変更されていることについて、請求者は、平成2年*月については、予備校（専修学校）の生徒、同年*月*日からは学生であった旨陳述しているところ、当該学生等の期間については、平成3年4月1日までは、国民年金の任意加入期間であるため、前述の推認される加入手続時点において、請求期間は、遡って加入することができない期間であったことから、請求者の国民年金の資格取得日を学生等が強制加入となった平成3年4月1日に変更されたものと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。